

## 研究テーマ「イスラーム訴訟法の歴史的基礎研究」

堀井聰江（桜美林大学リベラルアーツ学群教授）

### 謝辞

本研究は 2019 年度公益財団法人 JFE21 世紀財団アジア歴史助成の対象であったが、コロナ禍により海外での史料調査が遂行不能となつたため、全 3 回の期間延長を経ている。かかる特例措置を認めて頂いたことにこの場をお借りして深謝申し上げる。

### 概要

イスラーム法は、スンナ派の法理論によれば 4 つの法源、すなわち①啓典『クルアーン』、②預言者ムハンマドの言行（スンナ）、③ウラマー（法解釈を担うムスリム宗教知識人層）の学説の一致（イジュマ）、④類推解釈を含む合法な推論（キヤース）に基づく学説法として発展し、公認四法学派（ハナフィー派、マーリク派、シャーフィイ派、ハンバル派）それぞれによって体系化された。

イスラーム法は基本的には個別具体的な事例に関する規定の積み重なりであり、そこでは当事者間の紛争の解決が大きな比重を占めている。そのため、本研究で便宜的に「イスラーム訴訟法」と呼んでいるものは、法学書における「訴訟 (al-da‘wā, al-khuṣūma, al-mukhāṣamāt)」、「証言 (al-shahādāt)」、「裁判官の心得 (adab al-qādī)」といった諸章の規定のみならず、契約等の実体法の各章に散在する関連規定を総称する。

応募申請書に記載した通り、本研究はイスラーム訴訟法の中でも特に判決の既判力という大論点に焦点を当てた。時代的な考察範囲は、この問題をめぐる議論が主要な展開を見せるマムルーク朝期（1250-1517 年）からオスマン帝国期 16 世紀までである。

史料調査は、2022 年 8 月にイスタンブールのスレイマニエ文書館において行い、上記の時代に属する訴訟法関連の法学書の写本を閲覧し、それまでの研究の成果を確認した。また、チュニジア国立図書館のみが 1 点の写本を有する既判力の専論（下記 2.2.1）も調査の対象であったが、この時点での同国への渡航は困難であったため断念した。しかし、後述のようにこの史料は後世に影響を与えておらず、本研究の結論を大きく左右することはないと考えられる。

本研究の成果は、①小野仁美・細谷幸子・堀井聰江・森田豊子『SIAS Working Paper Series 33 中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える』上智大学イスラーム研究センター、2021, 1-20, ②「効果判決と有効判決—イスラーム訴訟法における既判力—」日本中東学会第 37 回年次大会報告（2021 年 5 月 16 日、於立命館大学（オンライン））、③「スンナ派イスラーム法学における既判力論争の展開—マムルーク朝期を中心に—」『西南アジア研究』第 93 号（2022），1-23 頁において発表し、いずれもアジア歴史助成の助成によることを明記した。また、2023 年 2 月に上記の未見史料を確認したうえで、英語論文による発表を予定している。

### 1. イスラーム法学における既判力

#### 1.1 既判力とは

本研究は、イスラーム法学においては既判力の概念が有効判決 (*ḥukm bi-al-ṣihha*) に対する効果判決 (*ḥukm bi-al-mūjab*) の論点を通じて発展したことを明らかにした。まずは既判力について日本法に従い、簡単に説明しておく。

既判力とは裁判の内容について確定した判決の判断が以後当事者間の法律関係の基準となる効力を指す〔末川 1971:159〕。つまり前訴判決は、当事者に対しては後訴において前訴判決と相反する主張を妨げ、後訴裁判所には前訴判決に基づいた審理・判決を義務づける。例えば A の占有地について所有権確認訴訟を起こして敗訴した B が再び所有権の確認を求めた場合、B は前訴と同じ主張はできず、前訴判決確定後にこの土地を A から購入した等による所有権取得を主張・立証しない限り、再び敗訴する。

しかし、既判力は判決の全ての判断に生じるのではなく、判決の主文（裁判上の請求に対する当否の応答）に包まれるものに限られ（民訴法第 144 条 1 項）、判決理由に含まれる判断には生じない。例えば、A が B の占有地につき返還請求訴訟を提起し、裁判所は A が土地の所有者であると判断して（判決理由）、B にその返還を命じた（判決主文）場合、A の所有権は認定されないため、B は後訴でこれを争い得る。また既判力は人的には、訴訟両当事者と判決確定後のその権利承継人等に及ぶ（同第 115 条参照）。

## 1.2 先行研究

本研究が示すように、以上のような問題関心はイスラーム法学にも共有されている。しかし、イスラーム法学における既判力に関する先行研究は乏しく、欧米語によるものはエミール・ティアンの短い論文が 1 つあるのみである。彼が指摘するように、イスラーム法学においても既判力に相当する判決の「執行力 (nafādh)」という語がある。だが、彼はイスラーム法が近代法とは異なり、カーディー（イスラーム法裁判官）の判決は破棄され得ることを原則としているため、既判力の認定に消極的であると主張し、既判力よりむしろ判決が破棄される原因に考察を限定している〔Tyan 1962:81〕。

しかし、彼自身が認めているように、判決の破棄の原因となる法の解釈・適用の誤り自体が、法の明文（上記 4 つの法源のうち上位 3 つ）によって確立した法判断に対する違反に限定される。こうした法判断が確立していない問題は、法解釈対象事項 (mujtahadāt) と呼ばれ、相対立する学説が等しい効力をもって競合し得る〔Tyan 1962:82-85〕。法的な問題のほとんどは法解釈対象事項であり、後述のようにイスラーム法学においては、ティアンの主張とは逆に「判決は破棄されない」のが原則である。

この点についても、ティアンは 10 世紀以降のウラマーが自らの所属法学派の通説に拘束され、カーディーも通説の適用義務を負い、これに反する判決は破棄されるとの学説的合意が成立したため、法解釈対象事項の範囲は事实上かなり狭められたと主張する〔Tyan 1962:86〕。たしかに、カーディーに対してその学派内で通説適用の圧力が働くケースは見られた〔堀井 2004:114-16, 134-40〕。だが、通説の不適用が判決の破棄の原因になるとの学説が確立していたとまでは言えない〔堀井 2004:130〕。

有効判決に対する効果判決という論点については、アラビア語による研究は散見されるが、これをイスラーム法学における既判力と関連づけたものはない。欧米語による研究は皆無であり、下記 2.2.1 以下の資料に関する書誌情報でも「効果 (mūjab)」が「原因 (mūjib)」と誤読されているほどである（GAL:SII 313, GII93, SI 71, GII82）。

## 2. 効果判決と有効判決

### 2.1 効果判決とその起源

効果判決とは、例えば「当該売買契約の効果を判決する (*hakama bi-mūjab*)」といった主文によって、「効果 (*mūjab*)」の発生を認める判決である。「効果」の具体的な内容は、カーディーが判決中で意図したものと含め全てを列挙するか、または全く開示されない [Ibn Ḥajar H 1417/1997:2/197; Bulqīnī:1436/2015, 1/77]。ゆえにカーディーが適用した学説を特定しない限り、「効果」自体も特定できない [Ibn Ghars 2018:57]。

本来の意味での効果判決とは、法律行為の有効要件の完全な立証に基づく有効判決に対置され、立証に多少の不備があっても、被告がその行為の効果としての義務を負うことが明らかな場合に認められるが、文言としては一段下の判決とされる [Ibn Farhūn 1423/2003:1/90; Tarābursī 1300/1882-83:43; Irāqī 1433/2012:443]。

効果判決がいつどのように登場したかは、はっきりとはわからない。ハナフィー派のイブン・アル=ガルス (894/1489 没) によれば、かかる判決手法は少なくとも先人 (salaf.一般に預言者ムハンマドの「教友」、「後継者」、「後継者の後継者」として知られるイスラーム共同体の最初の 3 世代) の時代ではなく、判決内容は然るべき形で明示されていた。しかしその後は効果判決が徐々に慣行化し、その意味を解さない者までがこの文言を用いて判決を行うようになった [Ibn Ghars 2018:57; Ibn Nujaym 1413/1993:408]。マーリク派のイブン・ファルフーンによれば、当初は四法学派のうちシャーフィイー派の法学書の中でのみ効果判決という言葉が用いられていたという [Ibn Farhūn 1423/2003:1/91; Tarābursī 1300/1882-83:43]。

効果判決とその既判力がイスラーム法学上の大きな論点の 1 つとなったのはマムルーク朝期であり、この問題に関する数々の専論が著された。その背景にはこの時代特有の制度的な背景がある。多くの時代・地域においては特定の法学派が支配的であり、司法においてもその学派のカーディーが多数を占めた。マムルーク朝支配下のエジプトでもシャーフィイー派が優勢であったが、スンナ派四法学派を等しく司法に参与させる政策がとられた。その結果、前訴と後訴でカーディーの学派が異なることも稀ではなく、この場合にしばしば後訴カーディーは前訴の効果判決を無視しようとした。以下の専論は、これに対して効果判決の権威を確立することを目的として書かれたのである。次節ではこれらを含む史料を概観する。

### 2.2 主要な史料

#### 2.2.1 アフマド・ブン・ムハンマド・アッ=ルーミー (ハナフィー派, 717/1317 没) 「有効・効果判決正論 (al-Qawl al-aṣwab fī al-hukm bi-al-ṣihha wa-al-mūjab)」

現存する限り恐らく最初の専論で [Bulqīnī 1436/2015 :1/12 ;Hājj Khalīfa n.d.:2/1362; Ismā‘il Bāshā 1951:1/104]、前述のようにその唯一の写本は未見である。著者はダマスカスで学者・宗教家として活躍し、時の知事アックーシュ・アル=アフラム (在位 698/1299 – 709/1309-10) に尊崇された [Ibn Kathīr 1410/1990:1/244-45; Ibn Ḥajar A 1349-50/1930-31:1/242; Ṣafadī 1418/1998:1/316-17]。だが、伝記資料では彼の著作は 1 点も挙がっていない [Tamīmī 1403/1983:2/17; Qurashī 1413/1993:1/244-45]。また、この論稿も効果判決をめぐる後世の議論の中で少なくとも明示的には援用されていない。ただし、

後世に大きな影響を与えた下記 2.2.2 が批判する「あるハナフィー派の大物」による専論 [Subkī n.d.: 1/380-82] がこの論稿を指すとすれば（2.2.1 をもじったかの 2.2.2 の標題からその可能性はある），歴史に埋没してしまったとしても不思議ではない。

### 2.2.2 タキー・アッ=ディーン・スブキー（756/1355 没，シャーフィイー派）「効果判決全論（al-Qawl al-mu‘ib fī al-qadā’ bi-al-mūjab）」

著者は 16 年以上にわたりシリアの大カーディーを務め，効果判決論の先駆者として扱われている。この専論は恐らく，後述の事件について彼が発した長大なファトワー（具体的な法律問題に関する照会に応じてウラマーが発行する，原則的には非公式の法学意見ないし鑑定）[堀井 2004:141-44] の前半が独立したものである。

### 2.2.3 シラージュ・アッ=ディーン・ブルキーニー（805/1403 没，シャーフィイー派）

「有効・効果判決に賜れる序説（al-Fath al-mūhab fī al-hukm bi-al-ṣihha wa-al-mūjab）」

著者はスブキーの弟子である。この論稿は師の所論を精緻・体系化したもので，同派内外における後世の議論に理論的な枠組みを提供している。

### 2.2.4 アブー・ズルア・アル=イラーキー（826/1423 没，シャーフィイー派）「有効・効果判決に関する論稿（al-Risāla fī al-hukm bi-al-ṣihha wa-al-mūjab）」

著者はブルキーニーの弟子であるが，内容的には師の見解の批判から成り，重要な記述を含む。

### 2.2.5 イブン・クトゥルーブガ（879/1474 没，ハナフィー派）『法規定の効果』

カーディーのための効果判決の手引きとして，様々な法律行為の効果を解き明かした書であり，ハナフィー派におけるこの論点に関する主要な典拠の 1 つである。

### 2.2.6 イブン・ヌジャイム（970/1563 没，ハナフィー派）「効果または有効性の判決」[Ibn Nujaym 1419/20-1998/91:341-43]，「告訴・訴訟が先行しない判決」[ibid:397-422]

著者はオスマン帝国期（1299-1922）のハナフィー派を代表するウラマーの 1 人で，エジプトで活動した。この 2 つの論稿は 2.2.5 および下記のイブン・ガルスの書に大幅に依拠している。

以上その他，マーリク派ではイブン・ファルフーン（799/1397 没）がその名高い訴訟法専門書の中でこの論点を詳解している。同様の書としてはハナフィー派のイブン・アル=ガルス（894/1489 没）の訴訟法提要が重要である。同書は，古典イスラーム法学最後の巨星といえるイブン・アービディーン（1258/1842-43 没）がその大著の中で効果判決を論じるにあたり主要な典拠としている。

## 3. 既判力をめぐる議論の展開

スブキーは効果判決に有効判決と同等の既判力を認めた。だが，その後の学説はむしろ効果判決が有効判決を包含するものとして再定義することでその強化を図り，後訴カーディーに対する拘束力も明確化された。また，「効果」もこれを法律行為の法的効果そのものとするスブキーの立場から，審判の対象と関連づける技術的な定義へと発展し，既判力の範囲の厳密化が図られた。マムルーク朝期と異なり，ハナフィー派が公式の法学派として優勢となった 16 世紀以降のオスマン帝国では，効果判決の論点はより明確に「訴えなければ判決なし」の原則と結びつけられていく。

### 3.1 タキー・アッ=ディーン・スブキー

まずはスブキーの所論に目を転じてみたい。そのきっかけは、彼が以下の事案についてファトワーを求められたことである。

ある女性が、自ら所有・占有する家について息子とその子々孫々を受益者とするワクフ（寄進）を設定したこと、その管財人は自らの生前は自身、死後は息子に指定したことの承認（*iqrār*）を行った。そしてシャーフィイー派のカーディーAにより、自らが当該承認の効果判決を行い、自らの公判廷において「その立証ならびにその判決」がなされた旨が認められた。この判決は女性の死後、同派の他のカーディーによって執行され、家はワクフ財となった。これに対し、マーリク派カーディーBが、①ワクフ設定者自身が管財権人となったり、②ワクフ設定後に占有を継続した場合、同派の学説ではワクフは無効であり、③また本判決は有効判決ではなく効果判決に過ぎないという理由で、この判決は破棄され得ると主張した。なお、スブキーによればマーリク派のカーディーは同派の学説に反する前訴判決を無視する傾向が強かったようである〔Subkī n.d.:1/382〕。彼の同僚であるハナフィー派大カーディーのタルスースィー（758/1357没）も同様のことを示唆している〔Tarsūsī 1997:19-20〕。

スブキーによれば、③のような主張はシャーフィイー派のファトワーの中にも見られ、それはラーフィイー（626/1226没）が同派の正説として伝える学説を根拠とする。これによると、被告所在地のカーディーが原告所在地のカーディーから原告の権利を証明する証言を記載した文書の送達を受けた場合にそのことを証する「本文書は確かに本官に送達され、本官はこれを認証し、その効果の実行を義務づける」という文言は、判決の本質である「義務づけ（*ilzām*）」が表現されていても、判決そのものではないとされる〔Rāfi‘ī 1417/1997:5/22-23〕。しかし、この文言はこの学説の通りそもそも判決ではないし、「効果の実行を義務づける」という表現もこの学説で伝わる以外に類例がなく、効果判決を指すものかは不明である。むしろ効果判決の文言としてシリア地方で確立しているのは「効果を判決する」という表現以外にない。ゆえにこの学説から効果判決を否認することはできない〔Subkī Ms.:256r-v;idem n.d.:1/371-72〕。

また、一部のハナフィー派は、本判決が承認の効果判決に過ぎなければ破棄可能であって、ただし本事案の判決にいう「その判決」の「その」が承認ではなくワクフを指し、ゆえに「その判決」がワクフの有効判決を意味する場合には、破棄されないと唱えた。マーリク派にもこの立場の支持者が見られた〔Subkī Ms.:55v;idem n.d.:1/368〕。

これに対し、スブキーは効果・有効判決を問わず、破棄は許されないと結論する。その前提として、まず判決書の「その判決」の「その」は承認と解するのが至当であり、ゆえに本判決は承認の効果判決であると確定した上で、これを破棄できない論拠を2つ挙げる。第1の根拠は、法解釈対象事項についての判決は、法の明文に反しない限り破棄されないという確立した原則である。第2の、そしてスブキーによればより強力な論拠は、破棄が認められて判決が確立しなければ、法的安定性が維持されず、著しい不都合があることである〔Subkī Ms.:255v-56r;idem n.d.:1/368-69〕。

彼はここで、有効判決のみが破棄を免れるとの立場に対し、有効判決には2種類あると主張する。第1は、絶対的な有効判決である。例えばワクフについて有効判決が

なされるためには、その設定者の設定時における所有権および全ての有効要件の充足が何人も対抗し得ない形で立証されることを要する（つまりこれらの事項について対世的な既判力が及ぶ）。だが、かかる判決はそう簡単には出せない。第2は、特定人のみを拘束する相対的な有効判決である。承認の効果判決、つまり承認にその効果を負わせる判決はこれにあたる。なぜなら承認とは人が自らの不利益となる事実を認めることであり、本人にとって自らの承認およびその内容は有効であるため、本人にその効果を負わせる判決からもこれらの有効性が導かれるからである。よって上記事案のカーディーの判決の主文には、①承認の効果、②当該承認の有効性、③承認内容の有効性が含まれる [Subkī Ms.:256v;idem n.d.:1/375]。上記カーディーBが当該ワクフに無効判決を下した、つまり当該ワクフの絶対的な無効性を宣言したと仮定すると、それは設定者にとってもワクフとその承認が無効であることを意味し、上記の②③に反する [Subkī Ms.:256r;idem n.d.:1/370]。つまり当該判決は①～③につき既判力を生じているため、カーディーBによる当該ワクフの無効判決は許されない。

こうして効果判決は破棄され得るとの主張をほぼ論駁し、論稿の末尾にさしかかったところで、スブキーはようやく「効果」という言葉の定義を示す。これによると、効果判決にいう「効果」とは意思表示 (*lafz*) から生じる効果 (*athar*) を指すのに対し、有効性とはこうした効果を生ぜしめるような文言の属性であり、いずれも法的な評価 (*ḥukm shar‘ī*) である [Subkī Ms.:256v;idem n.d.:1/374]。この意味での「効果」は、意思表示から論理必然的に導かれる効果 (*muqtaḍā*)、つまり一般的な意味での効果とは必ずしも一致しない。例えば、売買契約の効果は一般的な意味でも法的な意味でも所有権の移転や各種選択権の発生等であるが、それがイスラーム法で禁じらる売買であれば「効果」を欠く。効果判決が漠然不明確で無効な判決文言であるとの主張に対しては、スブキーは、このように判決における「効果」とは常に法的な意味に限定される以上、その内容は一義的に明らかであるため、効果判決は曖昧性を含まないと反論する [Subkī n.d.:378-79; Bulqīnī:1436/2015, 1/77-78]。

さらにスブキーによれば、ある法律行為、例えばワクフ設定契約について有効判決が不可能でも、設定時における設定者の所有権の存在が立証できない点を除けば、ワクフ設定契約が適正に締結され、また設定者が所有者であったことが推定される場合に効果判決が可能であれば、次の5つの実益がある。

①自己ワクフ（設定者自らを受益者とするワクフ）のように、当該法律行為の可否につき学説の対立がある場合、これを有効とする立場のカーディーがワクフ設定の効果を判決することにより、以後この事案については学説対立が払拭される（つまり当該物件がワクフである点で既判力が生じる）。

②ワクフ設定者が自らの所有物件を装ってワクフ物件を売却し、ワクフの管財人ないし受益者がこれをワクフであると主張して争った場合、ワクフ物件の非譲渡性を含むワクフの効果を認めることで、設定者にワクフ設定の責任を負わせることができる。

③ワクフの占有者に対してその返還が求められたり、④設定者の死後、相続人に対してワクフの訴えがなされた場合、占有者または相続人が設定者の所有権を承認している限り、ワクフの効果判決により返還を義務づけることができる。

⑤受益者による配当請求を効果判決のみで認めることができる [Subkī n.d.:1/376, 77]。

要するに、効果判決とは実質的には因果関係 (sababiyya) を認める判決であり、立証手段が承認か人証かを問わず、これにより不利益を被る者に対し、その結果を負わせるものである [Subkī n.d.:1/376-77]。

以上のように、スブキーは効果判決と有効判決を区別した上で、当該法律行為の絶対的な有効性を宣言できない場合であっても、その効果を被告が負うべきことが法的に相当であると認められるケースにおいては、カーディーは効果判決に訴えることができると論じた。しかし、彼は 2 つの課題を残した。第 1 に、承認者が自らの意思表示の効果として義務を負うことが明らかな承認を除けば、はたして有効と認められないような行為の効果の義務づけが可能なケースがあり得るのかが問題となる。第 2 に、このことと関連するが、彼は効果判決の「効果」を意思表示の効果、より厳密には意思表示の結果としての法律行為そのものの法的な効果とし、有効ないし無効といった効力とは区別している。だが、無効な行為から効果は生じないため、効果を有効性と切り離して論じることはできないともいえる。

### 3.2 シラージュ・アッ=ディーン・ブルキーニーとイラーキー

スブキー以後も、効果・有効判決という分類自体は維持されている。なかでも彼の弟子ブルキーニーは両判決の相違と共通点を詳しく論じ、シャーフィイー派の内外で知られる両判決の定義を残した。まず、有効判決とは、「有権限者（つまりカーディー等の司法機関）による、自らが審判でき、かつおよそ立証可能な種々の要件を具備することが自らの法廷で立証された事項について、当該事項が、自らの学説的立場によれば法的に認められる態様で、能力者により適正に行われたことを立証できる判決」とされる [Bulqīnī:1436/2015, 1/46-47; Ibn Ḥajar 1349-50/1930-31:2/197; Ibn Farhūn 1423/2003:89; Tarābursī 1300/1882-83, 42]。この定義は、有効判決の要件が、①行為者の行為能力、②形式・内容的に適正な意思表示（ただしマーリク派によれば、適正な文言形式の立証が必要な法律行為は限定される）、③行為者の行為時の目的物の所有権および④占有であること、逆にこの判決によって①～④が必然的に帰結される、つまりは既判力を生じることを示している [Bulqīnī:1436/2015, 1/56-57; Ibn Ḥajar 1349-50/1930-31:199; Hujawī n.d.:385]。

これに対し、効果判決とは、「有権限者による、〔自らが審判でき、〕自らの公判廷で立証された事項についての、その事項から、自らの学説的立場によれば法律的に然るべき態様で、相対的 (khāṣṣan) または対世的に ('āmman) 生じる〔効果〕を義務づける判決」である [Bulqīnī:1436/2015, 1/47; Ibn Ḥajar 1349-50/1930-31:2/197]。かかる判決は、行為能力者がある法律行為を行ったことが証人の証言または本人の承認によって立証されたことを前提とし、ゆえに上記①と②のみを導き出すに過ぎない。

両判決のその他の相違点として、ブルキーニーは 6 つを挙げているが、そのうち 4 つはスブキーの議論から導くことができる。第 1 に、有効判決が売買やワクフ等の行為の効力についてのものであるのに対し、効果判決は当該行為の効果についてのものである。つまり、効果を効力と区別する点で、彼はスブキーに従っている。第 2 に、既判力の人的範囲の相違である。有効判決は対世的な効力をもつのに対し、効果判決の

効力は相対的であり、当事者のみに及ぶ [Bulqīnī:1436/2015, 1/56 ; Ibn Hajar 1349-50/1930-31:2/199]。つまり、事後この法律行為の有効性は何人もこれを争えないのに対し、効果判決はその限りではない [Ibn Farhūn 1423/2003:1/91; Tarābursī 1300/1882-83:43]。

第 3 は、訴訟上の請求の相違である。すなわち被告に対し、その承認または証人の証言により立証されるべき何らかの義務を負わせることが請求されている場合は、有効判決ではなく効果判決によって応じなければならない。効果とはすなわち「義務づけ」であり、債務の支払い命令や、犯罪行為の効果たる刑罰の言い渡しとなる [Bulqīnī:1436/2015, 1/60-61 ; Ibn Hajar 1349-50/1930-31:2/200]。また、後出のように、被告に原告の妻や夫といった地位を認めさせるという意味で、身分関係の形成・確認も含まれる。対して有効判決とは法律行為の有効性の確認の請求に対する応答となる。

第 4 は、立証要件の相違である。効果判決は有効判決の要件を満たさないからである。この点について、ブルキーニーは効果判決がカーディーの慣行と化しているものの、シャーフィイー派の正説には反することを問題視する。それは土地等の共同占有者が所有権の立証なくして分割を請求した場合、彼らの承認に基づいて判決した旨を記録した上で分割を認める少数説もあるが、学祖シャーフィイー（204/820 没）によればカーディーはこれに応じてはならないとされるからである。したがって、ワクフ設定文書や売買契約書によって「A は当該ワクフ/目的物を設定/売却した」という形で行為の生起 (*şudūr*) が立証されたに過ぎない場合は、カーディーは効果判決も行ってはならない。なぜなら、設定者が実は無権利者だったのに、後訴でこの判決が追認されてしまう可能性があるからである [Bulqīnī:1436/2015, 1/57-59 ; Irāqī 1433/2012:443-44]。

ただし、ブルキーニーは、効果判決のためには有効判決におけるように行為者が行為の時点で目的物を所有しつつ占有していた旨が明示的に立証される必要はなく、「これは A のワクフ/A によって売却された物/A の婚姻相手とされた女性である」という形でその者により生起された〔行為の目的たる〕事物の証言をもって足りるとする [Bulqīnī:1436/2015, 1/59]。マーリク派以外ではこれを支持する論者もいる [Ibn Hajar H 1417/1997:2/200; Ibn Farhūn 1423/2003:1/94-95; Tarābursī 1300/1882-83:46; Bahūtī 1403/1983:6/323]。同派は、学祖マーリク・ブン・アナス（179/795 没）に帰せられる上記シャーフィイーと同趣旨の学説をもって、かかる証言の態様を区別せず、原則通り所有権と占有の立証が効果判決にも必要であるとする。イブン・ファルフーンによれば、スブキーはそれによって人々の権利が無駄に失われる (*ta'ṭīl al-huqūq*) として同派を批判したという [Ibn Farhūn 1423/2003:1/95; Tarābursī 1300/1882-83:47]。

スブキーと同様、ブルキーニーも法解釈の一般原則に従い、効果判決が破棄されず、学説対立を払拭する既判力を生じると主張する [Bulqīnī:1436/2015, 1/59]。ただその際、彼はスブキーのように両者を区別した上で同等であると論じるのではなく、むしろ効果判決が有効判決を包含すべきであるとし、これは後世の定説となる。この理論により、効果判決は一段劣るどころか、有効性と義務づけとを含む最も強力な判決となる [Bulqīnī:1436/2015, 1/59 ; Ibn Hajar H 1417/1997:2/200]。その結果、両判決の重要な相違はただ 1 つとなる。それは効果について学説の対立がある行為に関する効果判決はこの対立を払拭する（既判力を生じる）のに対し、単にこの行為を有効とする判決であ

れば後訴カーディーによる効果判決を妨げないことである。例えば、ハナフィー派によれば死因奴隸解放（*tadbīr*. 所有者の死亡時に解放の効果が生じる）の効果は所有者による対象奴隸の処分禁止を含むが、同派カーディーによる死因奴隸解放の効果判決の後に奴隸が売却された場合、シャーフィイー派の後訴カーディーは売却の有効性も効果も認めることはできないが、前訴判決が単なる有効判決であればその限りではない〔Bulqīnī:1436/2015, 1/60; Ibn Hajar H 1417/1997:2/200; ‘Irāqī 1433/2012:453-54〕。

逆に、これ以外に両判決の相違を認める実益はなくなる。弟子イラーキーによれば、効果判決が有効判決を包含すべきであるのは、ブルキーニーが援用する分割請求に関するシャーフィイーの学説によるのではない。このケースで所有権の立証が求められるのは、カーディーの職権を逸脱するような個人の財産の処分が禁じられるからである。むしろ、有効性という「あらゆる効果を総合する〔法的〕評価」（al-ḥukm al-jāmi‘ li-jamī‘ al-āthār）〔‘Irāqī 1433/2012:446〕が立証されない行為から法的効果が生じるはずはないからこそ、効果が有効性を包含することになるのである。つまり効果と有効性は不可分である。彼によると、師は自説を撤回し、彼の主張を容れたという〔‘Irāqī 1433/2012:443-44, 455〕。

イラーキーによれば、同じ理由で、効果・有効判決の請求による区別も成り立たない。つまり何が請求されようと、関連事実の有効性の立証の下に効果判決が行われることになるはずである〔‘Irāqī 1433/2012:454-55〕。また、イブン・アル＝ガルスは、両判決の区別が実際的な見地からも妥当でないとする。なぜなら世の中の紛争の殆どは権利義務の存否を争うもので、法律行為の効力は副次的に争点となるに過ぎないからである。ゆえに有効判決という独立の範疇をおく意義は乏しい〔Ibn Ghars 2018:63〕。

「効果」自体は、イラーキーもスブキーやブルキーニーと同様に法律行為の効果とする。しかし、法律行為は通常、複数の効果を生じるため、そのいずれが「効果」であるかの特定、ひいては既判力の客体的範囲の確定が困難であるから、「効果」のより技術的な定義が必要となる。イラーキーはこの問題について、学説対立のない法的効果については判決不要であり、学説対立のある効果については、「判決の時点ですでに実現しているものが既判力を生じる」とする。例えば、ハナフィー派カーディーが死因解放の効果判決を行った場合、その後の所有者による対象奴隸の売却が争われたとき、同派の後訴カーディーはこれを判決で禁ずることができる。これに対し、男性が婚姻関係にない女性に対し、自分が彼女と婚姻すれば同時に離婚が発生する旨を誓言した場合、かかる形式の離婚を認めるハナフィー派やマーリク派のカーディーによるその効果判決の後、実際に両者が婚姻し、争いとなったとき、かかる離婚を認めないシャーフィイー派カーディーは、婚姻関係の継続を判決できる。なぜなら、前訴では婚姻ひいてはその解消が実現していなかったため、判決に含まれようがないからである〔‘Irāqī 1433/2012:448-49〕。この表現はまだ粗削りだが、次節の展開の布石といえる。

### 3.3 イブン・クトゥルーブガー

その後も「効果」の意味の誤解が完全に払拭されなかつたことは、ハナフィー派のイブン・クトゥルーブガーの論稿のきっかけとなつた事案が物語る。A が債務の担保のため自己の不動産を質入れし、ハンバル派カーディーB により A の質権設定契約の効

果判決がなされた。その後、A は質物たる不動産にワクフを設定し、ハナフィー派カーディーC がその効果判決を行った。その後、A は債務を弁済して不動産を請戻すと、これを売却した。これに対し、カーディーB は、質権設定者による質物の処分はハンバル派の学説によれば無効であり、そのことは自らの効果判決に含まれているため、A のワクフ設定は無効であると主張し、当該物件の売却が有効である旨を判決しようとした [Ibn Quṭlūbghā 1403-04/1983:69-70]。つまりこのカーディーは、自らの効果判決にいう「効果」は、質物の処分禁止を含めて、ハンバル派が質権設定契約に認める法的効果の全てを指す、つまりはこれら全てにその既判力が及んでいると解していた。

イブン・クトゥループガードは、恐らく四法学派のカーディーの代表者たちからこの件について照会され、「質物へのワクフ設定は有効で、ゆえにワクフ物件たる当該不動産の売却は無効となる。カーディーB は当該ワクフ設定を無効と宣言できず、かかる判決は無視される」旨のファトワーを発行した。後日、この件に関する代表者たちの審議会でこのファトワーが議論された際、彼は効果の意味に関するカーディーB の主張がこの点に関するハンバル派の学説にも一致しないと述べた。その根拠は同派大カーディーのムヒッブ・アッ=ディーン・アフマド・ブン・ナスルッラー・アル=バグダーディー(844/1440-41没)が著した効果判決に関する現存しない専論の次の一節である。

「効果判決とは、人証等により立証された訴えの効果 (*mūjab al-da‘wā*) の判決を指す。

“効果”の意味はこれに尽きる。訴えがその対象たる契約の有効性を導く要素を含む場合、その効果判決は〔同時に〕有効判決であるが、訴えの対象たる契約の有効性を導く要素を含まない場合は契約の有効判決ではない。効果判決は、契約者に契約から生じた義務〔を負わせる〕判決であって、契約〔自体を認める〕判決ではない」[Ibn Quṭlūbghā 1403-04/1983:70-71; Ibn Nujaym 1413/1993:342]。

ここで「訴え (*da‘wā*)」とは、告訴や抗弁も含めて、一方当事者が自己に有利な事実を積極的に「主張」することを指す。上記の定義によれば、被告に義務づけられるものという意味での「効果」は、実体法上の効果の中でも、人証または承認等によって立証された原告の主張から導かれるものということになる [Hujawī n.d.:385; Bahūtī 1403/1983:6/323]。したがって原告の主張に契約等の有効性の立証を要する事実が含まれており、それが立証されれば、効果判決が有効判決を包含することになる。しかし、有効その他の法的評価自体は「効果」ではない [Ibn Quṭlūbghā 1403-04/1983:102-3; Ibn Nujaym 1413/1993:404]。

イブン・クトゥループガードによれば、効果に関するバグダーディーの所論は、カーディーが自らに求められた審判の対象以外について判断できないことの明証である。カーディーB がこのことを知っていたとすれば、B の効果判決は人証に基づいて当該質権設定契約の有効性を認める判決か、A による質権設定の承認または A の債権者による質物の受領の承認の効果を認める判決のいずれかである。B が知らなかつたとすれば、B の判決内容は本人すら知り得ないことになる [Ibn Quṭlūbghā 1403-04/1983:71-72]。後訴のカーディーC が質物へのワクフ設定を認めるハナフィー派の通説に従つたとすれば、C の効果判決によって当該ワクフは拘束力を生じ、これを破棄することはでき

ない [Ibn Qutlūbghā 1403-04/1983:72-73]。つまり当該不動産がワクフである点について既判力が生じ、その売却は妨げられるはずである。

「効果」を立証された訴えの効果とする定義の実益は、これによって「効果」が審判の対象となっていない他の法的効果から区別され、特定されること、ひいては訴訟物と既判力の範囲がより明確になることがある。この点について、イブン・クトゥルーブガーはハナフィー派実定法学の重要な基本書の1つを著したサラフスィー（490/1096-97没）から伝えられる、「判決は事件に始まる」（al-hukm yaṣir ḥādithatan）という法諺を伝えている。これは法解釈対象事項に関する判決の「執行力」つまり既判力の要件であり、判決はカーディーの法廷において原告から被告に対して提起された有効な訴訟に対するものでなければならないことを指す。

イブン・クトゥルーブガーによれば、この要件を欠く判決が既判力を生じない点については学説的合意が成立している。彼は司法の実態がこの合意に反していることを示唆しつつ、「事件」とはすなわち現にまだ起きていないことを除外する趣旨であるとする。例えば、不動産の売買契約に関する争いにおいて、ハナフィー派カーディーが当該契約につき効果判決を行った場合、この判決は不動産の隣地の所有権者に先買権（shuf'a. 売却不動産の共有者、および同派によれば隣地所有者が代金と同額の支払いによって買主に代位し、不動産を優先取得できる権利）を認めるものではない（つまりこの点で既判力を生じない）。先買権について争訟は起きていないからである [Ibn Qutlūbghā 1403-04/1983:105]。逆にカーディーがシャーフィイー派であれば、その効果判決は隣地所有権者が先買権を有しないことを含まず、ゆえに隣地所有権者がハナフィー派カーディーの法廷で先買権の訴えを提起することを妨げない [Ibn Nujaym 1413/1993:402; Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:397]。

### 3.4 イブン・アル=ガルス

「効果」を立証された主張の効果とするイブン・クトゥルーブガーの定義は明確ではあるが、これにより「効果」が本来の原因である行為から切り離されてしまうという難点が生じる。イブン・アル=ガルスはこの難点をかわしつつ、訴訟の目的によって「効果」を特定可能とする定義を提案した。すなわち効果とは「カーディーが審判対象として（当該行為）との法的な関連性を推量する事項に関する規範」とされる。例えば売買契約の種々の法的効果のうち、争われている事実からカーディーが当該契約と関連づけ、審判の対象として意図するものからは、現に争われていない先買権の存否などは当然に除外されることになる [Ibn Ghars 2018:60]。効果判決のこの定義は、オスマン帝国期のハナフィー派の権威ある法学書によって採用されている [Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/399]。

この定義の利点は、「効果」が請求に直接関わる事項だけでなく、これと必然的に関連する事項を含むことを明確に示していることである。イブン・アル=ガルスによれば、ゆえに「効果」は必ずしも単一ではなく、因果関係によって複数が認められることがある。例えば、債権者が保証人に対して保証債務の請求訴訟を起こしたが、保証人が保証契約を否認した場合、保証債務は被保証債務の存在と不可分である。ゆえに債権者が双方の存在を立証してはじめて保証契約の効果判決がなされ、その際の「効果」は

請求に応じた保証人による弁済義務と共に主債務者の弁済義務を含む [Ibn Ghars 2018:65; Ibn Nujaym 1413/1993:6/279; Ibn Nujaym 1413/1993:411; Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/398]。

逆に複数の法的効果間に因果関係が成立しないこともある。例えば、A の自子 B に対する贈与契約につき、シャーフィイー派カーディーC が効果判決を行い、目的物の引渡しから長期間経過した後、A がこれを撤回した。これに対し恐らくは B が、贈与の撤回を認めないハナフィー派のカーディーD に提訴し、D は前訴判決を確認した上で、贈与の撤回無効を判決した [Ibn Ghars 2018:66-67]。この場合、ハナフィー派によれば贈与者に撤回権はなく、これが訴えで主張される「効果」であれば無効と判断される。贈与の撤回権はシャーフィイー派においては贈与契約の効果に含まれるが、前訴で所有権移転の有無のみが争われたのなら、カーディーC の効果判決の内容はこれに限定され、撤回権の存在には及ばない。ゆえに撤回が争われた後訴においてカーディーD がハナフィー派の立場からこれを無効とするのは妥当である。かりに前訴と後訴のカーディーの学派が逆であったなら、ハナフィー派カーディーによる贈与契約の効果判決があっても、後訴でシャーフィイー派カーディーは撤回を有効と判決できるのと同じである [Ibn Ghars 2018:68; Ibn Nujaym 1413/1993:420; Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/399]。

こうしてイブン・アル=ガルスもまた、カーディーはたとえ請求と関係があっても両当事者が紛争の解決を求める事項以外については、当該事項と不可分でない限り、その義務もないのに判断してはならないと説く。ただし、このように原告・被告間の訴訟の存在が判決の要件とされるのは、人間の権利 (*ḥuqūq al-‘ibād*) に服する事項が審判の対象である場合のみである [Ibn Ghars 2018:68-69; Ibn Nujaym 1413/1993:413; Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/399]。人間の権利とは、任意法規（当事者の意思によって適用を排除できる法規）に相当する概念であり、強行法規（刑罰規定のように当事者の意思にかかわらず適用される法規）にあたる神の権利 (*ḥuqūq Allāh*) に対置される。近代私法の多くは任意規定であるが、例えば公序良俗違反の契約を無効とする規定のような強行規定も含み、同じことはイスラーム法にもあてはまる。両者は訴訟手続の上で区別され、純然たる神の権利に服する事項は特定人による請求を要さず、原告は「法」(*shar‘*) と観念されるのに対し（例えば姦通罪の被疑者は公訴によって訴追される）、人間の権利に服する事項は、当事者の一方が原告として他方に対する訴えを提起しなければならない [堀井 2021:3-9; Ibn Ghars 2018:77]。

オスマン帝国期には効果判決は確立した慣行となった [Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/397]。イブン・ヌジャイムは「訴えなければ判決なし」 (*lā qaḍā’ a bi-dūni al-da‘wā*) [Ibn Nujaym 1413/1993:7/249] を強調し、この原則についての学説的合意の数々の典拠を挙げる [Ibn Nujaym 1413/1993:398-401; idem 1413/1993:7/10]。彼がこの原則に反する「訴えが先行しない判決」についての論稿の中で効果判決を論じているように、イブン・アービディーンは一方当事者による現存する反対当事者への訴えを判決の有効要件とすることについての関連論点として効果判決を位置づけている [Ibn ‘Ābidīn 1412/1992:5/397]。

## 結論

効果判決は、権利の立証に不備がある原告のための緩和的な救済措置として導入され、そのような不備のない場合の有効判決と対置された。スンナ派四法学派が拮抗したマムルーク朝期には、他学派のカーディーによる効果判決の権威を否認する事例が多発し、学派間でその既判力が争われたことを背景に、この判決手法を擁護する一連の専論が著された。その実質的な先駆者とされるタキー・アッ=ディーン・スブキーは、法解釈の一般原則および法的安定性の確保や司法慣行を根拠に、効果判決は有効判決と同様に破棄されないと論じた。彼の議論を体系化した弟子ブルキーニーは、効果判決が有効判決を包含すべきものとして理論化し、また実質的な理由からも両判決の相違は相対化されていった。その弟子イラーキーは、効果判決にいう「効果」を行為の法的効果とするスブキーやブルキーニーの立場から、これを実体法だけでなく手続法的な観点から決定するイブン・クトゥループガーやイブン・アル=ガルスの立場への橋渡し的な見解を示す。イブン・クトゥループガーは立証された主張の効果として、イブン・アル=ガルスはカーディーが審判対象と関連づける規範として、「効果」の技術的定義を示した。両者はオスマン帝国期の議論に影響を与え、効果判決は「訴えなければ判決なし」の原則の一環となった。

## 参考文献

- GAL : Brockelmann, C. *Geschichte der arabischen Literatur*, 5vols. Leiden, New York, Cologne (1996).hnnhj
- Bahūtī, Manṣūr b. Yūnus b. Idrīs al- (1403/1983), *Kashshāf al-qinā‘ ‘an matn al-Iqnā‘*, 6 vols. Beirut: ‘Ālam al-Kutub.
- Bulqīnī, Sirāj al-Dīn ‘Umar b. Raslān (1436/2015), *Majmū‘at al-rasā‘il al-bulqīniyya*, 2vols. Amman: Arwiqa li-al-Dirāsāt wa-al-Nashr.
- Hājj Khalīfa (n.d.) *Kitāb kashf al-żunūn ‘an al-kutub wa-al-funūn*, 2 vols. Beirut:Dār al-Ihyā’ Turāth al-‘Arabī.
- Hujawī, Abū al-Najā Sharaf al-Dīn Mūsā al-Maqdisī al- (n.d.), *al-Iqnā‘ fī fiqh al-Imām Aḥmad b. Ḥanbal*, 4 vols. Beirut: Dār al-Ma‘rifa.
- Ibn ‘Abidīn, Muḥammad Amīn b. ‘Umar b. ‘Abd al-‘Azīz (1412/1992), *Hāshiyat Radd al-mukhtār ‘alā al-Durr al-mukhtār: Sharḥ Tanwīr al-abṣār fī fiqh madhab al-Imām Abī Ḥanīfa al-Nu‘mān*, 8 vols. (2nd. ed). Beirut: Dār al-Fikr.
- Ibn Farhūn, Burhān al-Dīn Ibrāhīm b. ‘Alī b. Abī al-Qāsim b. Muḥammad al-Mālikī (1423/2003), *Tabṣirat al-ḥukkām fī uṣūl al-aqqāya wa-manāhij al-ahkām*, 2 vols. Riyadh: Dār ‘Ālam al-Kutub.
- Ibn Ghars, Badr al-Dīn Muḥammad b. Muḥammad b. Khalīl al-Qāhirī al-Ḥanafī (2018), *al-Fawā‘id al-fiqhiyya fī atrāf al-qadāyā al-hukmiyya*. Amman: Dār al-Nūr.
- Ibn Ḥajar al-‘Asqalānī, Shihāb al-Dīn Aḥmad b. ‘Alī b. Muḥammad b. Muḥammad ‘Alī b. Aḥmad (1349-50/1930-31), *al-Durar al-kāmina fī a‘yān al-mā‘a al-thāmina*, 4 vols. Hyderabad: Dā’irat al-Ma‘ārif al-‘Uthmāniyya.

- Ibn Hajar al-Haythamī, Shihāb al-Dīn Aḥmad d. Muḥammad b. Muḥammad b. ‘Alī al-Makkī (1417/1997), *al-Fatāwā al-kubrā al-fiqhiyya ‘alā madhab al-Imām al-Shāfi‘ī*, 4 vols. Beirut: Dār al-Kutub al-‘Ilmiyya.
- Ibn Kathīr, ‘Imād al-Dīn Abū al-Wafā’ Ismā‘īl b. ‘Umar al-Qurashī al-Dimashqī 1410/1990), *al-Bidāya wa-al-nihāya*, 15 vols. Beirut: Maktabat al-Ma‘ārif.
- Ibn Nujaym, Zayn al-‘Ābidīn b. Ibrāhīm (1413/1993), *al-Bahr al-rā‘iq sharḥ Kanz al-daqā‘iq*, 8 vols (3rd ed). Beirut: Dār al-Marifa.
- Idem.* (1419/20-1998/91), *Rasā‘il Ibn Nujaym al-qadā‘iyya wa-al-musammā al-Rasā‘il al-zayniyya fī madhab al-Ḥanafīyya*. Cairo: Dār al-Salām.
- Ibn Qutlūbgħā, Zayn al-Dīn Abū al-‘Adl Qāsim al-Miṣrī al-Ḥanafī (1403-04/1983), *Kitāb mūjabāt al-ahkām wa-wāqi‘at al-ayyām*, ed Muḥammad Sa‘ūd al-Ma‘īnī. Bagħdād: Maṭba‘at al-Irshād.
- ‘Irāqī, Abū Zur‘a Walī al-Dīn Aḥmad b. ‘Abd al-Rahīm b. al-Ḥusayn al- (1433/2012), al-Ḥukm bi-al-ṣihha wa-al-ḥukm bi-al-mūjab li-Walī al-Dīn al-‘Irāqī: Dirāsa wa-taqṣīq, Muḥammad Maḥmūd Muḥammad ed in: *Majallat al-‘Ulūm al-Islāmiyya*, 13, 418-77.
- Ismā‘īl Bāshā al-Bagħdādī (1951), *Hadiyyat al-‘arifīn. Asmā‘al-mu‘allifīn wa-āثار al-muṣannifīn*, 2 vols. Beirut: Dar Ihyā‘ al-Turāth al-‘Arabī (rep ed).
- Qurashī, Muḥīy al-Dīn Abū Muḥammad ‘Abd al-Qādir b. Muḥammad b. Naṣr Allāh b. Sālim b. Abī al-Wafā’ al-Ḥanafī al- (1413/1993), *al-Jawāhir al-mudīyya fī ṭabaqāt al-ḥanafīyya*, 5 vols. (2nd. ed). Giza: Hījrah li-al-Ṭibā‘a wa-al-Nasr wa-al-Tawzī‘ wa-al-I‘lām.
- Rāfi‘ī, al-Qādī Abu al-Qāsim ‘Abd al-Karīm b. Muḥammad b. ‘Abd al-Karīm al-Qazwīnī al- (1417/1997), *al-‘Azīz sharḥ al-Wazīz*, 13 vols. Beirut: Dār al-Kutub al-‘Ilmiyya.
- Şafadī, Şalāḥ al-Dīn Khalīl b. Aybak al- (1418/1998), *A'yān al-aṣr wa-a'wān al-naṣr*, 6 vols. Damascus: Dār al-Fikr.
- Subkī, Taqī al-Dīn Abū al-Ḥasan ‘Alī b. ‘Abd al-Kafī (Ms. orient. A 979), *al-Qawl al-mu‘ib fī al-qadā‘ bi-al-mūjab* In: Zarkashī, Muḥammad b. al-Bahādur al-, *Qawā‘id al-Zarkashī*. Ghota, 255v-257v.
- Idem.* (n.d.), *Fatāwā al-Subkī*, 2vols. Beirut: Dār al-Ma‘ārif.
- Suyūṭī, al-Ḥāfiẓ Jalāl al-Dīn ‘Abd al-Rahmān al- (1387/1967), *Ḥusn al-muḥādara fī ta’rīkh Miṣr wa-al-Qāhira*, 2vols. Beirut: Dār al-Iḥyā‘ al-Turāth al-‘Arabī.
- Tamīmī, Taqī al-Dīn b. ‘Abd al-Qādir ak-Dārī al-Ghazzī (1403/1983), *al-Ṭabaqāt al-saniyya fī tarājim al-ḥanafīyya*, 4 vols. Rabat: Dār al-Rifa‘ī li-al-Nashr wa-al-Ṭibā‘a wa-al-Tawzī‘.
- Ṭarābursī, Alā‘ al-Dīn Abū al-Ḥasan ‘Alī b. Khalīl (1300/1882-83), *K. al-mu‘in al-hukkām*. Būlāq: al-Maṭba‘a al-Mīriyya.
- Ṭarsūsī, Najm al-Dīn Ibrāhīm b. ‘Alī b. Aḥmad b. ‘Abd al-Wāhid b. ‘Abd al-Mun‘im b. ‘Abd al-Ṣamad al- (1997), *K. tuḥfat al-turk*, ed Mohamed Menasri. Damascus: Institut Français de Damas.
- Tyan, E. (1962), L’autorité de la chose jugée en droit musulman. In : *Studia Ialamica* 17, 81-90.
- 末川博（編）（1971），『全訂法学辞典』日本評論社。
- 堀井聰江（2004），『イスラーム法通史』山川出版社。

同 (2021), 第 1 章 イスラーム法学における「神の権利」と「人間の権利」の概念の再考  
—私法を中心に— 小野仁美・細谷幸子・堀井聰江・森田豊子『SIAS Working Paper  
Series 33 中東イスラーム圏における社会的弱者の権利を考える』上智大学イスラーム  
研究センター, 1-20.